

KCN 安心サポート利用規約 新旧対照表

旧	新	備考												
<p>【別紙2】通信端末修理費用保険特典 第1条(概要) (略) 生計を同一にする同居の親族(2親等以内)および別居の未婚の子を含みます。)とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典です。</p>	<p>【別紙2】通信端末修理費用保険特典 第1条(概要) (略) 生計を同一にする同居の親族(2親等以内)および生計を同一にする別居の未婚の子を含みます。)とする通信端末修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とする保険金が支払われる特典です。</p>													
<p>第2条 (対象端末(保険の対象)) (1) (略) ⑤日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末</p>	<p>第2条 (対象端末(保険の対象)) (1) (略) ⑤日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末 ⑥無線通信機能が内蔵されている端末</p>	追加												
<p>第5条(補償の範囲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象端末の種別</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スマートフォン タブレット端末 (タブレット PC を含みます。) ノートパソコン モバイルゲーム機 モバイル音楽プレーヤー デスクトップパソコン Wi-Fi 内蔵テレビ Wi-Fi 内蔵録画機 ルータ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) ※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理をした状況を指します。 (略) ※3 修理不能となった当該端末の購入時価格の 50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。ただし、購入証明書(購入時の価格が記載されている書類)の提出ができず、同等価格の機器を再購入された場合は、再購入価格の 50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。</p>	対象端末の種別	(略)	(略)	スマートフォン タブレット端末 (タブレット PC を含みます。) ノートパソコン モバイルゲーム機 モバイル音楽プレーヤー デスクトップパソコン Wi-Fi 内蔵テレビ Wi-Fi 内蔵録画機 ルータ	(略)	(略)	<p>第5条(補償の範囲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象端末の種別</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スマートフォン タブレット端末 (タブレット PC を含みます。) ノートパソコン モバイルゲーム機 モバイル音楽プレーヤー デスクトップパソコン Wi-Fi 内蔵テレビ Wi-Fi 内蔵録画機 ルータ(※5) フィーチャーフォン(ガラホを含む)(※6)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) ※1 修理可能とは、対象端末をメーカー等で修理が可能な状況を指します。 (略) ※3 修理不能となった当該端末の購入時価格の 50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。ただし、購入証明書等で当該端末の購入価格の証明ができず、同等価格の機器を再購入された場合は、再購入価格の 50%の金額に対して、最大金額を上限として保険金をお支払いします。 ※4 1 被保険者に対して支払われる保険金の上限額は、1年(起算日は本サービスの利用契約開始日の翌月1日とします。)につき10万円です。また、本サービスの利用契約開始日の翌月1日より1年の間に、2 端末を上限とし、支払回数は同一端末か異なる端末であるかを問わず、総計2回を上限とします。なお、同一事故による請求は1度限りとします。 ※5 ルータは2025年7月1日以降の事故が対象となります。 ※6 フィーチャーフォン(ガラホを含む)は2026年6月1日以降の事故が対象となります。</p>	対象端末の種別	(略)	(略)	スマートフォン タブレット端末 (タブレット PC を含みます。) ノートパソコン モバイルゲーム機 モバイル音楽プレーヤー デスクトップパソコン Wi-Fi 内蔵テレビ Wi-Fi 内蔵録画機 ルータ(※5) フィーチャーフォン(ガラホを含む)(※6)	(略)	(略)	追加
対象端末の種別	(略)	(略)												
スマートフォン タブレット端末 (タブレット PC を含みます。) ノートパソコン モバイルゲーム機 モバイル音楽プレーヤー デスクトップパソコン Wi-Fi 内蔵テレビ Wi-Fi 内蔵録画機 ルータ	(略)	(略)												
対象端末の種別	(略)	(略)												
スマートフォン タブレット端末 (タブレット PC を含みます。) ノートパソコン モバイルゲーム機 モバイル音楽プレーヤー デスクトップパソコン Wi-Fi 内蔵テレビ Wi-Fi 内蔵録画機 ルータ(※5) フィーチャーフォン(ガラホを含む)(※6)	(略)	(略)												
<p>【提出必要書類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>提出必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「修理可能」の場合</td> <td>(略) ⑤家族証明・加入者と同居であることが確認できる書類(※5)</td> </tr> <tr> <td>「修理不能」の場合</td> <td>(略) ④新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの(※6) ⑤家族証明・加入者と同居であることが確認できる書類(※5) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	提出必要書類	「修理可能」の場合	(略) ⑤家族証明・加入者と同居であることが確認できる書類(※5)	「修理不能」の場合	(略) ④新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの(※6) ⑤家族証明・加入者と同居であることが確認できる書類(※5) (略)	<p>【提出必要書類】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>提出必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「修理可能」の場合</td> <td>(略) ⑤家族証明・加入者と同居であることが確認できる書類(※7)</td> </tr> <tr> <td>「修理不能」の場合</td> <td>(略) ④新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの(※8) ⑤家族証明・加入者と同居であることが確認できる書類(※7) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	提出必要書類	「修理可能」の場合	(略) ⑤家族証明・加入者と同居であることが確認できる書類(※7)	「修理不能」の場合	(略) ④新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの(※8) ⑤家族証明・加入者と同居であることが確認できる書類(※7) (略)	
区分	提出必要書類													
「修理可能」の場合	(略) ⑤家族証明・加入者と同居であることが確認できる書類(※5)													
「修理不能」の場合	(略) ④新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの(※6) ⑤家族証明・加入者と同居であることが確認できる書類(※5) (略)													
区分	提出必要書類													
「修理可能」の場合	(略) ⑤家族証明・加入者と同居であることが確認できる書類(※7)													
「修理不能」の場合	(略) ④新規購入した際の領収書等、新規購入したことが証明できるもの(※8) ⑤家族証明・加入者と同居であることが確認できる書類(※7) (略)													
※5 加入者の同居の親族(2親等以内)、または別居の未婚の子	※7 加入者の同居の親族(2親等以内)、または別居の未婚の子													

KCN 安心サポート利用規約 新旧対照表

<p>が所有、または使用する対象端末の請求に必要となります。なお、健康保険証を提出される場合は、表面・裏面の両方のコピーが必要となります。</p> <p>※6 事故が起きた対象端末の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。なお、下記の「■保険金が支払われない場合」に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。</p>	<p>子が所有、または使用する対象端末の請求に必要となります。 (資格確認書や運転免許証など)</p> <p>※8 事故が起きた対象端末の購入証明書が提出できない場合には提出が必要となります。</p> <p>なお、下記の「■保険金が支払われない場合」に該当する場合は保険金の支払いを受けることができません。</p>	
<p>■保険金が支払われない場合 (略) (27)紛失・置き忘れ・盗難およびその間に生じた損害 (略)</p>	<p>■保険金が支払われない場合 (略) (27)紛失・置き忘れ・盗難およびその間に生じた損害これらに起因する使用不能等の間接損害 (略)</p>	
<p>本規約は、2026年 3月2日より施行します。</p>	<p>本規約は、2026年 6月1日より施行します。</p>	